

Title	我国中小商工業金融に就いて
Sub Title	
Author	三村, 稱平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.8 (1939. 8) ,p.1067(69)- 1117(119)
JaLC DOI	10.14991/001.19390801-0069
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390801-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

in Brasilien. Ein Kapital aus der Kolonialgeschichte des 17. Jahrhunderts. (Gotha. 1921). S. 25-7; Beutin, Konsulatswesen, S. 443 ff.; Ernst Basch, Hamburg und Holland im 17. und 18. Jahrhundert, HGBll. 1910, S. 45 ff. 中略と併せ、Claus Nordmann, Oberdeutschland und die deutsche Hanse. (Wimar. 1939), S. 43 ff. 参考文獻。

(29) 本誌第一巻註四。

(30) Die Bartholomäus-Briderschaft der Deutschen in Lissabon, HGBll. 1888, S. 6.

(31) N. A. II. Nr. 1061.

(32) N. A. II. Nr. 670.

(33) N. A. II. Nr. 1047.

(34) N. A. II. Nr. 265, 267.

(35) Beutin, Konsulatswesen, S. 440.

我國中小商工業金融に就いて

三村 稱平

目次

- 一 中小商工業金融の意義
- 二 中小商工業金融の基礎條件
- 三 中小商工業金融の貸付條件
- 四 中小商工業金融の擔當機關
- 五 中小商工業者の金融上の社會的地位
- 六 中小商工業の金融的救済の必要性
- 七 中小商工業救済の金融制度
- 八 中小商工業金融問題の將來
- 一 中小商工業金融の意義

中小商工業金融の意義に關しては、異説紛々として基本的定義は存在してない。これ蓋しその意義の規定が極め

我國中小商工業金融に就いて

て困難なるを物語るものであるが、又論者が「自説」を發明せんとする悪傾向にも依るのである。試みに今日までに主張されてゐる意義を整理してみれば、次の如きものがある。

第一 中小商業金融の意義

一 中小商業の資金の融通と解し、中小商業を一定の標準に依つて限定するもの。

(イ) 使用人の人数を標準とするもの

獨逸に於て一九〇七年に行はれた第二回職業調査に於ては、五十人以上の使用人を擁する商業を大商業とし、それ以下を以て中小商業となしてゐる。

佛蘭西に於て一八九六年に行はれた職業調査に於ても獨逸の右の場合と殆んど同一である。

(ロ) 商業による収入金額を標準とするもの。

これは更に純収入によるものと總収入によるものとに分れる。

(ハ) 納税の金額を標準とするもの。

税金の種類は直接國税或は營業收益税である。

(ニ) 一定期間の販賣高を標準とするもの。

二 一定商業の金融額を以て規定するもの。

(イ) 一定の商人(個人であれ法人であれ)に於ける金融の總額を標準とするもの。

獨逸のラーデンベルヒは百マーク以上十五萬マークの金融總額を有つ商人の金融を中小商業金融としてゐる。因に十五萬マークは我國貨幣に換算すれば約七萬五千圓である。

(ロ) 一定の金融機關の貸付金額を標準とするもの。

東京府では有擔保貸付の場合は一萬圓以下、無擔保の場合五千圓以下、東京市では有擔保の場合五千圓以下、無擔保の場合千圓以下、日本興業銀行では十萬圓以下千圓以上(實際は十萬圓以下五百圓以上)、日本晝夜銀行では信用の場合千圓以上、有擔保の場合二千圓以下を以て中小金融なりとなしてゐる。

次に個人の意見を觀れば全部信用貸として二千圓以下(不動銀行の牧野元次郎氏)大商店金融五千圓以上二萬圓以下小商店金融五千圓以下(大阪商大の楠見一正教授)大商店金融三千圓以上二萬圓以下小商店金融三千圓以下(大阪商大故松崎壽教授)中小金融五萬マーク以下(獨逸ブリオン氏)十萬マーク以下(獨逸デルトメンデス氏)等がある。

第二 中小工業金融の意義

一 中小工業の資金の融通となし、中小工業を一定の標準によつて規定するもの。

(イ) 従業員の人数を標準とするもの。

獨逸では一八八三年―一九五年に行はれた三回の職業調査に於て従業員五人以上百人未満であつて日本の他の論者も大體百人未満を中小工業としてゐる。

(ロ) 事業の収入金額を標準とするもの。

(ハ) 納税の金額を標準とするもの。

(ニ) 一定期間の工業生産物の生産高を標準とするもの。

(ホ) 資本金の金額を標準とするもの。

例へば十萬圓以下の事業資金を有つ工業を中小工業とするが如きものである。獨逸のラーデンベルヒは資本金百マー

我國中小商工業金融に就いて

ク以上十五萬マーク以下の工業を中小工業としてゐる。

(ハ) 動力の使用量を標準とするもの。

二、一定工業の金融額を標準とするもの

(イ) 一定の工業者に於ける金融の總額を標準とするもの。

(ロ) 一定の金融機關の貸付金額を標準とするもの。

東京府では損失補償貸付の場合で五千圓以下、東京市では同一の場合に關して無擔保三千圓以下、愛知縣では信用五千圓以下擔保付一萬圓以下、日本興業銀行では千圓以上十萬圓以下、日本晝夜銀行では信用一千圓以下、有擔保二千圓以下、東京商工會議所の意見では無擔保二千圓以下有擔保二萬圓以下、實業組合聯合會の考では信用五千圓以下有擔保二萬圓以下、工政會の考では信用五千圓以下、有擔保五萬圓以下、政府の低利資金の場合では信用五千圓以下を以て中小工業金融としてゐる。

個人の意見を徵すれば吾國にては二萬圓以下(松崎壽教、補見二正教授二千圓以下(牧野元次郎氏)等あり獨逸では五萬マーク(グリーン)十萬マーク(ベェルトメンデス及びブリアン)などである。

右の中小商工業金融の意義の中、何れが正しいかは論斷の限りではない。何故なれば、之等は人數なり、金額なり、量なり、要するに數を標準とするものであつて、斯る方法を以てすれば全く際限なく定義が生れて來るからである。而も斯る方法は理論的に正しくない。一定の數を一寸超過しても、中小商工業でなくなる場合が生ずるからである。故に、この方法は一つの便法で、統計などを使用するための形式上の意義づけとして役立つに過ぎない。その限りに於ては、其は一定の利用價值を有つてゐる。例へば、勞働問題、工場法や退職積立金退職手當法の適用問題の如きを課題とする中小商工業論に於ては、使用人又は従業員の數を標準とするとか、中小商工業經營の方法を

論出せんとするときは、販賣高、生産高、納税高、資本金、収入額などを標準とするとか、金融統計を取扱つて中小商工業を論ずる場合は金融の金額を標準とするなど之である。併しながら如何に斯る利用價值を有つといつても右の諸定義が、形式的法律的統計的なものであるに過ぎないといふこと、従つて又實質的經濟的な中小商工業金融の意義を或程度その中に統一するとしても、斯る意義そのものでないといふことには變りないのである。

然らば實質的な従つて經濟的な中小商工業金融とは如何。從來斯る定義は極めて少なかつた。私の知り得る範圍では、例へば、次の如きものがある。

- 一 没落の過程を辿りつゝある商工業への資金の融通であるとなすもの。
- 二 企業の組織を標準として、株式組織を採るものを大商工業とし、然らざるものを中小商工業となし、斯る中小商工業への資金の融通と中小商工業金融となすもの。
- 三 社債發行の能力を有つかどうかを標準とし、其の無能力的商工業を中小商工業なりとなし、之に對し、資金の融通能力を有するものを大商工業と解するもの。

右の中、第一の定義は動態的である、従つて注目に價するけれども漠然としてゐる。而かも中小商工業はその種類によつて必ずしも没落してゆくとは斷定し得ない。何故なれば、或種の商工業は反つて大規模でないことによつて繁榮するものがあるからである。次に第二の定義であるが、近時では大商工業でなくとも、税金の關係などで株式會社組織を採るものがある。而して斯る企業組織を採るものの中に中小企業と見らるべきものがあり、反對に斯る組織を採らざるものの中に大企業の中に包含され得るものがないではない。例へば、安田保善社は株式會社ではなく合名會社組織を採つてゐる。最後に第三の定義では社債發行能力を標準としてゐるが、之は或程度正しいと考

へられるけれども、如何に社債發行能力を現在有つてそれを發行してゐても、基礎薄弱の上に立つものがあるのであり、従つて斯る企業は中小企業に轉化し得る。故に之も動態的に觀れば個々の企業に必しも當てはまらないのである。

斯くして形式上の意義も、實質的な定義も否定されて來るかの如くであるが、凡そ定義は如何なるものに就て下されても、全然缺陷なしに對象の一切の屬性が動態的にも靜態的にも素現されたものとして示されることは絶対に不可能であらう。そこで吾々が一定の對象に就て其の意義如何を問題とする場合には、その對象の本質的屬性を指摘すべきである。

然らば既に述べた諸々の定義は中小商工業金融の本質を示すものであるかといふならば、私の考へでは何れの定義も本質的な部面に基いてはゐるが、本質そのものを示すものではない、と云はざるを得ない。金額なり、人数なり、量なりの數的表現による形式的意義は勿論形式のみではなく、形式に主體的觀點を置いて本質を或程度表現するものではあるが、本質そのものは之に依つては不明である。従つてそれは不充分であるばかりではなく科學的な定義ではあり得ない。次の實質的經濟的な定義は如何。私の考へでは、之も中小商工業金融の本質的性格の上に現れて來る状態を示したものであるに過ぎないと云へる。形式的な定義よりも理論的ではあるが、未だ根本的觀察に於て不充分である。否寧ろ、中小商工業金融の現れた姿に執着してゐるものであるといふことが出来る。何故なれば、この金融の本質は既に述べたる一切の定義の内容を其の現れた姿として受取ることの出来るやうなものでなければならぬと考へるからである。

そこで問題は中小商工業金融の斯る本質は如何なるものであるかといふ點に來る。中小商工業金融の本質的意義を一言にして言ひ現はすならば、資本構成の低い商工業の金融に外ならない。その意味は稍々詳細な説明を必要とする。先づ資本構成といふのは、企業經營に於て必要とする資本のうち給料や賃銀の支拂に充てられる資本とその他の資本、即ち工場建物、機械器具、原料、店舗、商品等々の現物で存在する資本との比率を指す。而して、資本構成が高いとか低いとかいふのは、斯る二つの資本の比率に於て、或は前者よりも後者が大、或は後者よりも前者が大である場合を指すのである。従つて中小商工業といへば其の資本はその絶対額の如何を問はず、給料、賃銀の支拂に充てられる資本がその他の生産設備の資本や商品の現物で存在する資本等よりも比較的大であるといふ様な構成を有つ商工業である。ところが會社は資本の絶対額の如何を問はずといつたが、實は如何なる商工業に於ても資本の總額が増大すれば、結局それは資本構成を高度に導くものであつて、資本構成の低い商工業は矢張り結局資本總額が比較的少ない。従つて斯る商工業に於ては、如何に資本の中、給料や賃銀の支拂に充てられる部分が比較的大であつても、そこに雇傭される使用人又は従業員の数はいさゝか多數であり得ない。何故なれば多數の人員を使用する爲の設備もなければ、原料もなく、販賣するための商品も存在しないからである。従つて又斯る商工業の一定期間内の販賣高なり、生産高なりも僅少であり、動力を使用するとしても之も僅かであり、結局事業の收入高も納税の金額も餘り大ではあり得ない。斯くして中小商工業金融の意義づけの形式的方法に於ける上掲の一切の標準に關して私の規定は内在的無矛盾性を有つて居る。尤も金融の金額を標準とする形式的意義に就ては未だ述べなかつたが、之とても問題はない。何故なれば、資本構成の低い商工業は金融の物的擔保が僅少であるばかりでなく、資本の廻轉が如何に圓滑に、又如何に迅速に進行しても、其が要求する資金の額はあまり大ではあり得ない。若しそれが大となつて大商工業にも必適する金額にまで上昇する様なことになつたとすれば、その際は當該商工業は最

早その資本構成を高めてゐる時であり、既に中小商工業ではなく大商工業に轉化してゐる。斯くして中小商工業の金融額を一定限度に定めて其の意義を規定づける形式主義も或る程度統計などでは無意味ではないのである。

中小商工業金融の本質的意義を資本構成の低い商工業の金融であるとなすことは、斯くの如く從來の賢明な論者の形式的規定に適應するわけであるが、又彼等の實質的規定にも適合する傾向をも有つてゐる。即ち資本構成の低い商工業は、經濟界の激烈なる競争場裡に於ては、競争の武器としての勞働能率、宣傳のための資本、他の産業に對する支配力としての資本力、原料を安價に仕入れるための關係等に於て劣勢である。従つて没落の過程を辿るの傾向を有つて居ると共に、企業組織としては多くは株式會社組織でなく——株式組織を採つて資本の集中をはかれは資本構成を高めて中小商工業であることをやめる——而かも社債發行の能力は、それが發行のための物的擔保に事缺く爲めに、無いに等しいものである。

要するに、中小商工業金融の意義はその本質の指摘であり、右の如く從來の論者の述べてゐる定義から離反するものではなく、反つて之等の根本となる本質の表現である。それは資本構成の低い商工業の金融たるものであつて、斯る本質は靜態的並に動態的意義としての價値を有ち、その範疇に入り込める商工業は從來大商工業であつたものも中小商工業となつたのであり、反對にこの範疇から上昇したものは中小商工業たることをやめて大商工業となつたものであつて、この本質は事象の變遷に反逆する様な融通のきかぬ固定的なものではない。それ故に吾々は個々の商工業金融を把へてそれが中小商工業金融なりやを問ふのではなく、逆に寧ろそれ等が中小商工業金融の本質たる資本構成の低い商工業の金融となつてゐるか否かを問はねばならないのである。

二 中小商工業金融の基礎條件

以上に於ては、商工業の本質や金融の意義に就ては何等之を論ぜず、中小商工業金融の本質的意義を述べたのである。然るに私の企圖は中小商工業金融であるから、商工業及び金融一般の本質は措いて問はないとしても、斯る金融の特殊性、即ち中小商工業金融が普通の金融と異なつてゐる點を示すことに依つて、中小商工業金融を明かにする必要がある。ところが、斯る金融の特殊性としては基礎的なものと、派生的なものとが考へられる。而してこれにとりあげる課題は其の基礎的な特殊性、即ち中小商工業金融の基礎條件である。

中小商工業金融の本質的意義が資本構成の低い商工業の金融であるといふことは、この金融の基礎條件を決定する。即ち先づ第一に、斯る中小商工業に對する資金の融通は、資本構成が低く、従つて融資の擔保が不充分又は薄弱であることから、當該商工業者の人物なり信用の程度、及びその事業の性質如何が根據となつて行はれるものである。勿論業者の信用とが人物とかは「無い袖は振れぬ」といふ言葉が示す様に、究極的には業者の財産状態が問題となるであらうが、それにしても、如何に財産豊富な人でも借金は返さぬといふ原則を守る信用の置けぬ人物もあり、又如何に財産貧弱な人でも借入金は他の借入金によつても返済しないでは措かないといふ信用の出来る人物もあるのであるから、業者の人物が問題となるのは當然である。併し又、信用の置ける人物でも事業の性質如何によつては結局行詰を來たし、破産状態に陥らぬとも限らないのであるから、商工業の種類、現在の營業状態、將來の見込等を忘却し得ないことになつて來る。中小商工業に資金を融通する立場に立つ者は、斯くして、業者の人物と事業の性質の兩者を不可分離的に考へ、その何れが良好でなくても金融を躊躇することであらう。斯くして中小商工業金融の第一基礎條件は、業者の人物と事業の性質とであり、それが根據となるものであるが、現實に行はれてゐる中小商工業金融は、斯る根據に立脚しながらも、尙その上に擔保を要求し、資金回收の安全を確保する傾向が

ある。尤も之は大口貸付に於て殊に多い傾向である。小口貸付に於ては保證人二名乃至三名の信用貸付が、業者の人物と事業の性質の兩者を嚴密に選んで行はれてをり、その際の資金回収は極めて良好であるといはれてゐる。資金の借主たる中小商工業者に於ては人物と事業の性質を擔保とする信用借をする譯であるから、無擔保で資金の融通を受けた以上は必ず之を所定の期限内返済すべきであり、而もこの返済を確實に行ふことは自己の資金難を打開してゆく途であると考へられ、ここに資金回収が良好となつて現れるのである。要するに中小商工業金融の第一の基礎條件は、當該事業が資本構成低く、物的擔保に事缺くが故に、業者の人物と事業の性質の兩者を統一的に考慮することに存するといふことが出来る。

中小商工業金融の第二の基礎條件は、それが無營利、無損失の原則に於て行はれるといふことである。之も中小商工業金融の本質的意義によるものであつて、資本構成の低い商工業では融通を受ける資金の額はあまり大ではなく、従つてこの金融では大口貸付よりも小口貸付が多い。然るに小口貸付は、資金の融通をなす者にとつては、大口貸付の如く僅少の口數に於て多額の資金を融通することによつて僅少の勞務と僅少の費用で多額の利息を利得するものではないから、結局營利主義的には行ひ難い。詳しくいへば、中小商工業金融に於ては業者の人物、事業の實績、現在の營業狀態、將來の見込、世間の評判等が根據とされること前述の如くであるから、殊に信用貸、従つて小口貸付に於ては、斯る根據に就て一々調査することが要求され、調査費として銀行調査員や興信所調査員の費用一切が計上されることとなり、その上に利得の少ない割合に資金回収のための通信費、交通費、法律上の手数料、分割拂等による費用の増加などがある。斯る手數の増加は隨つて人件費をも増大せしむるといつた譯で、營利の實現は極めて困難となるのである、就も斯る費用又は手数料は之を受信者即ち借主から徴収する場合が多い。それに

しても一方、資金回収が不能に終るといふ大きな危険が伏在してゐて之が實際に現れるならば諸費用どころか多額の損失を招かねばならない。然るに金融業者は中小商工業のためといへども慈善的に事業を遂行してゆくものではないから、損失負擔は之を避けねばならぬ。そこで最も理想的な中小商工業金融の場合の原則は、無營利、無損失といふ態度である。一方に於ては多額の費用と多くの手數とを要するが、之は過剩人口を安價に雇入れて取扱口數と金額とを増加し、費用の分散を計ると共に回収の困難又は不能といふ危険を分散せしめ、金利は損失のない程度の率に於て獲得し、又之れによつて取扱の口數と金額とを増加し、斯くして危険と費用の分割といふ安全な方針に進むことが理想である、尤も中小商工業金融の金利は他の金融の場合の金利に比して高くなつてはゐるが、併し之は中小商工業金融の無營利、無損失の原則に矛盾するものではなく、費用と危険の分散上の當然の歸結である。金利を無暗に高めて營利主義に走ることは、中小商工業金融に關する限り、金融業者にとつて反つて安全ではない。寧ろ金利は出来るだけ低下せしめ、之によつて費用と危険とを分散し得る如く取扱の口數と金額とを増加すべきである。この實例を求むれば現在日本興業銀行、野村銀行などの行つてゐる所は稍々斯る理想的金融方法を探つてゐるものと言ふことが出来やう。要するに中小商工業金融の第二の基礎條件は無營利、無損失の原則とである。

中小商工業金融の基礎條件は、その金融の本質的意義からして業者の人物と事業の性質を見究め、それを本質として無營利、無損失に於て金融を行ふことに在ることは右の通りであるが、斯る基礎條件からして當該金融は安全性、確實性、進展性を與へられる。若しこの基礎條件を缺く中小商工業金融であれば斯る諸性質は薄弱となり、遂には全然消え去ることであらう。

このことは既に述べたところから自明であるが、尙右の諸性質を増進するためには、既に述べた二つの基礎條件

と共に、重複する點もあるが、第一には金融をなす者は常に中小商工業者の指導者たると共に、又常に其の理解ある親友たるものであること、第二には小口貸付の口數を増加して費用と危険の分散とを計ることによつて無營利、無損失の原則を更に進めること、最後に第三として貸付のための手續を簡單容易なものとなし、之によつて費用の節減、貸付の迅速を計ること等が必要である。

今之を更に詳しく説明するならば、中小商工業は資本構成の低い事業であるから、經營の合理性といふ點に缺けるところ少なくない。従つて生産や販賣の原價計算とか、帳簿組織とか、經營上の組織や、乃至は事業遂行の方針などに於て不備なもの多い。その爲に當該事業の成績が明瞭でないばかりでなく、將來の見透しなども出來ず、而かも徒らに無駄な經營費を費消してゐる。斯る中小商工業に資金を融通するものは、資金回収の安全といふ點からは勿論のこと、中小商工業の振興のためにも、常に當該事業の經營に關して合理性の生ずる様指導すると共に、業者の人物や事業の性質を正しく認識して、理解ある温情の深い正しい金融をなす様努力することが必要である。又さうすることが中小商工業金融そのものために好結果をもたらす所以でもある。

小口貸付の口數を増加することに就ては既に詳しく説いたから、こゝでは一言注目すべき點に就て觸れるにとゞめる。即ち銀行業界も産業界と同様に、自由競争の結果として集中に集中を重ね來た實情に於て、費用と手數とを多分に必要とする小口貸付は、金融をなす者の好まざるところとなつてゐる。従つて中小商工業金融は振はず、業者は愈々資金難に陥るの傾向に在つた。然るに、例へば、左の諸銀行は、小口貸付の口數の増加に於て、費用と危険の分散とを計り、中小商工業金融を安全確實に進展せしめてゐる。

一、日本興業銀行に於いては政府資金による中小商工業者産業資金一口の平均貸付金額は三千五百七十九圓、自己

資本による中小工業資金一口の平均貸付金額は一萬一千四百四十四圓となつてゐる。因に之等兩者の平均は一口の貸付金額八千六百五十九圓となる。

二、野村銀行に於ては一口の貸付金額が四千五十圓となつてゐる。

三、日本晝夜銀行は商工小口貸付として一口につき九百十五圓を貸付てゐる。尙サラリーマン金融の一口貸付金額は三百圓である。

四、不動貯蓄銀行の小口貸付金額は一口一千三百圓となつてゐる。

最後に中小商工業金融の小口貸付は費用と手數とを多分に必要とすること前述の通りであるが、之は小口貸付數の増加によつて分散を計るのみならず、貸付手續を簡單な而も容易なものとし、之によつても費用の節減を計り更に貸付に迅速性を附與することが必要である。手續の簡易化が費用の節減となる點は説明する必要はなからうが、貸付を迅速にすることの必要な所以に就ては一言せねばならない。勿論中小商工業者は資金難に當面する如き本質を有つてゐるから、場合によつては暮夕の百圓よりも朝の十圓を尊重することさへある。その際金融をなす者の貸付手續が煩雜を極め、従つて貸付に遲滯を來すならば、貸付をなす者は自己の費用を増加するばかりでなく、中小商工業者の資金難を打開するに充分の効力を發揮し得ず、基礎薄弱な業者の弱き耐久力を更に弱め、惹いては金融をなす者の資金回収を困難ならしめることになる。故に貸付の手續の簡易化が極めて重要な意義を有つ譯であるが、併し如何に迅速を尊ぶといつても、中小商工業金融の第一の基礎條件たる人物と事業の性質の調査を怠つてはならないのであるから、この點に留意しつゝ迅速性を附與することに努めねばならないのである。

要するに中小商工業金融の基礎條件は、貸付をなす標準として業者の人物、事業の性質に注目し、無營利、無損失

の心構を有ち、業者の理解ある指導者たる立場に於て、小口貸付の口数の増加、貸付手續の簡易性と迅速性を計ることであつて、之によつて中小商工業金融は比較的安全に確實に進展するものである。勿論この主張は他の條件を同一としての假定に立つて出て来るものであつて、尙後述の諸條件の確立、多數人の連帯保証による信用の強化、債務保証協會の設立發展、政府や地方自治團體などの損失補償、組合金融の確立等々の補ひは、右の基礎條件と共に中小商工業金融に在来よりも好結果をもたらすことはいふまでもないのである。

三 中小商工業金融の貸付條件

中小商工業金融の特殊性は、中小商工業の本質と當該事業の資金融通に於ける基礎條件とを明かにした現在では、大分明瞭なものとなつて來たが、更に右の基礎條件から派生する所の中小商工業金融の貸付條件に於ける特殊性を説明するならば、一層明確となり、本論の理論的方面の大半が取扱はれたこととなるのである。

中小商工業金融の第一の基礎條件は業者の人物と事業の性質を標準とすることであつたが、この條件から派生する貸付條件の特殊性は、受信者たる中小商工業者の受向上の資格、事業の信用上の資格、無擔保融資と保證人間題及び擔保不足から來る擔保範圍の擴大などの點に就て指摘されるものである。

然らば先づ中小商工業者の受信資格は如何。何を措いても業者は一定期間に一つの營業を眞面目に遂行して營業を轉々せず、仕入先との取引状態、家賃、税金、地代等の支拂状態、家庭生活の状態等が圓滿良好に進行してゐる人であれば受信資格を有つてゐる。普通の金融でもこれが注目されることは勿論であるが、特に中小商工業金融に於て必要不可欠の緊急要素であることを忘れてはならない。而して普通の金融と異り從來取引を行つてゐない業者にも金融を行はねばならないものであるから、業者の右の如き受信資格は絶對的であるといつても過言でない。

業者が營業を變へてゆくことは、中小商工業が資本構成の低いことによつて可能ならしめられることであるが、永續的に一つの營業を續けてゆくことは事業成績の良好を物語るものであり、支拂状態などの良好なることも人物と共に事業の上で受信資格を有つものである。斯くして受信資格ある事業は受信資格者と不可分離であるが、事業の種類によつては大資本との競争上などから全然見込のないものもあるから、人物調査と共に事業調査を嚴格に行ふことによつて、受信資格の有無を決定することとなるのである。

この點に關して東京商店會聯盟副理事長たる森濱三郎氏は、東京市の『中小商工業振興調査會』の『金融に關する特別委員會』に提出した『中小商工業金融の受信能力増大方策に關する一考察』に於て次の如く述べてゐるが、極めて傾聴に値する。

『從來金融業者或は問屋業者が業者に信用を授與する場合對物信用を偏重した憾がある。勿論中小商工業金融には信用調査の困難なこと、調査機關の不備なること等幾多の理由もあつて之れは洵に止むを得ざることであつた。併し乍ら店舗の規模並に資力は小なるも運用宜しきを得、且つ眞に信頼するに足る人格の所有者であつて、毎期利潤を擧げてゐる業者は將來成功する可能性が十分ある。仍て業者に對し其の信用状態を調査する場合には左記の諸點を充分に觀察し、其の調査に合格した業者に對しては極めて簡易な手續で對人信用に依り金融を與へることを希望する。』

甲 當該業者性行及方針

- 一、毎期純益を擧げつゝあるか又は缺損を示すか。
- 一、薄利多賣主義なるか暴利を貪つて居るか。
- 一、仕入先乃至銀行筋との關係は如何なる状態なるか。
- 一、販賣方法は現金賣なるか信用賣なるか。

我國中小商工業金融に就いて

- 一、年總賣上高と従業員數との比率は均衡を得て居るか否か。
- 一、奥向經費は多いか少いか。
- 一、店員の訓練教育は行届いて居るか否か。
- 一、業主と従業員とがより融和して居るか否か。
- 一、營業と家計が截然區別せられて居るか否か。
- 一、帳簿商品統計等が整頓して所謂合理的經營が行はれて居るか否か。
- 一、手形を發行して居るか否か。
- 一、家賃地代租税公課等を支障なく支拂ひ或は納付して居るか否か。
- 一、火災保險生命保險等の契約の有無。
- 一、業主は向上心を有し奮闘努力する人なるか或は經營放漫にして且つ怠惰なる性格の持主なるか。
- 一、業主は眞面目なる性格の持主なるか否か。
- 一、業主の趣味嗜好は高雅にして人をして肯かしまるものなるか或は墮落せしむるものなるか。
- 一、投機を好み思惑をなすか否か。
- 一、家庭は圓滿なるか否か。
- 一、家族は店頭に出で又は工場に於て共に働いて居るか否か。
- 一、共存共榮主義の下に營業して居るか或は之に反し利己的營業を爲して居るか否か。
- 一、名譽職の有無。
- 一、本人は健康であるか又は病弱であるか。

乙 經營狀態

固より業者が放任意情に流れて努力せず、家庭亦不和であつては營業が順調に運ばないのは當然である。又假りに一例を吳服營業にとつて見れば、年總賣上高と従業員の比率にしても従業員一人當り一箇年賣上高が一萬圓程度を下る様なことは少くとも都會地での經營は無理である。家計と營業費との區別の有無や帳簿、商品統計類の整備せるや否やの問題は、經營合理化の分野に屬する事項であるが、人をして首肯せしむるに足るものでなければ、信頼すべき業者とは言へぬ。家賃、地代、租税、公課等を滞納する業者は勿論信用を受くる資格はない。…名譽職を有つといふことは營業本然の見地に立脚すれば慎重考慮を要すべきことと信ずる』

斯くして中小商工業金融は人物と事業の性質に重點を置き、貸付條件としては兩者の受信資格を問題とするから、他の貸付條件としての擔保の有無と保證人の問題では、無擔保の小口貸付を人的保證に於て行ふことが中心となる筈のものである。然るに事業は現在のところ必ずしもそうではない。無擔保貸付は擔保附貸付に比して著しく僅少である。ところが中小商工業者は資本構成の低い業者であるから物的擔保に於て不充分である。そこで一方に於ては物的擔保の範圍を擴大すること、他方に於ては物的擔保で不充分なところを人物擔保即ち保證人によつて補ふといふことが行はねばならぬ。事實、實際に於てもさういふことになつてゐる。然らば先づ物的擔保の擴大といふのは如何なることかといふに、例へば法律上不適當なりとして考慮の中に入れてゐなかつた地上權を建物と一緒に擔保としたり、土地付でなくとも工場や家屋等をも受入れたりするが如きである。或はまた有價證券擔保としては従來地方株などは一切取入れなかつたものを優良な證券に就ては斯る制度を緩和したり、小口貸付には電話の加入權を擔保として認めたりするが如き、さらに又注文書を見返り所謂仕上信用に對する融通をも行ふ如く擔保の種類を増加することや、又例へば、擔保の評価に於て従來工場等は捨價に評價してゐたものを工場によつては

幾分なりとも事業の値打を見込んだり、又貸付率を大ならしめ従来の五割迄といったものを六割、六割迄だつたものを八割迄とするが如き評價と貸付の割合を緩和することなどである。

次に物的擔保の不足又は無擔保の際要求される保證人であるが、その數は二人乃至三人の程度で良質の保證人たることが理想である。このことは特殊銀行の十人連帶貸出制度が利用數、利用成績に於て不首尾であること、大阪府の補償付融資に於て従來五人以上と定められてゐたものが各人の責任感の薄弱化の惡結果に達着して三人以上に減じたこと等の實例に觀ても明かである。而して良質の保證人としては財産状態、人物の確實が第一である。同業者保證は恐慌の際など危険分散不能となり勝ちでいけないとか、近隣の道義的な精神を利用して隣人に限るとかいふ意見もあるが、斯る限定は末の末に出ること、中小商工業金融の進展のためには保證人限定は苛酷に過ぎるべきでない。何故なれば、適度の限定に於てさへ保證人の獲得は中小商工業者に於て困難だからである。斯る困難は日本の全産聯をして債務保證協會の設立を提案せしめた。それは中小商工業者の人物や事業の性質等を専門的に調査して受信資格の有無を認定し、資格者に對しては一定の手續料を徴收して保證の便を與へ、金融をなす者からの借入を圓滑迅速に行ふ法人である。之が設立運用されることは、中小商工業者は保證人獲得の困難を或程度緩和すると共に金融者は調査の手續を大分減ずることが出來て結構なことであるが、併し斯る效果は當該會社が採算をとり、信用ある保證の役割を演じ、融資の金利と共に保證の手續料が中小商工業者に過大の負擔とならない限りに於てのことである。

右は中小商工業金融の第一の基礎條件から派生する貸付條件の特殊性である。次は第二の基礎條件たる無營利、無損失の原則を守るといふことから派生する貸付條件の特殊性である。この際取扱ふべき條件は融通資金の用途と

金利とである。

中小商工業者の融通を受けた資金は、従ずしも商工業の方面に投ぜられて營利的に使用されるとは限らない。場合によつては彼等の消費生活のために費消される。それは當該業者の經濟力の薄弱なるに因るものである。營利的用途を有つ資金は事業の進行が特に妨げられる事情の存在しない限り業者の手許に回歸して來るが、消費的に用ひられた資金は或は衣食住に、或は借金又はその利息の支拂に、或は疾病や冠婚葬祭や子女の教育等に使用される譯であるから、直接の回収や利潤の獲得は不可能である。ところで金融をなす者の立場からすれば、資金の斯る二つの用途を明確に區別して損失を蒙らざるやう豫め之に備へ、營利的資金使用にのみ金融をなすことが要求される。然るに資金が中小商工業者に於て如何に使用されるかは仲々判別出來るものではない。そこで現在の金融制度を改良し、用途の區別をつける如き體系を備へようとする議論が出來て來る譯である。兎に角現狀では、無損失主義の實行のために營利的使用の資金を融通したことになるべき金融をなし、消費のための資金は損失補償その他の制度の運用によつて融通するのが理想であると考へられるのである。

次に貸付條件としての金利は、金融者の無損失、無營利的な高さに定めらるべきものであるが、金利は必ずしも實際に於ては低くない。尤も低くないといつても營利的金利が存在するといふことにはならない。何故なれば、中小商工業金融は、資本構成の低い經濟的弱者に對する金融であるから、貸付の回収不能に終るものがあつたり、小口貸付となつて費用の割合に利得少く、剩へ金融需要者の多いのに供給者の少ないといつたことのために他の金利に比して高くなるのであつて暴利を貪るための金利高ではない。この金利を他の金利の水準に低下せしめるためには——そしてそれが中小商工業金融に好條件を與へることになるのであるが——政府の低利資金や補償資金を必要

とする。現今の政府資金又は政府補償の金融に於ける金利ですら一般に比して大分高率となつてゐる。若し之を一般金利に引下げるならば損失を招くべく、斯る高率金利も無營利無損失の原則の上に立つものである。金利を一般よりも低下して中小商工業金融を行ふことは理想であるが、それが實現は殆んど不可能の現状なのである。

最後に貸付条件としての資金貸付の期限と資金回収の方法に關して中小商工業金融の特殊性を述べなければならぬ。先づ貸付期限は長期に亘る傾向がある。就中、中小商工業金融は、商業金融よりも長期に亘る傾向が強い。資金用途の差異からしても、商工業の營利的運用の資金は比較的短期となるに反し、消費的使用の資金は長期に亘る場合が多いのである。斯くの如く場合の異なるに應じて期限に長短を生ずるのは資金の回収が遅いか速いかであるかに因るのである。尤も一般に中小商工業は資本構成低く、従つて資本の回収は資本構成の高い場合に比して速いであるが、利潤少なきために期限が長期間に亘るのであつて、實際上では最長期が五ヶ年、普通の期限が約三ヶ年である。この年月は決して短くはない。次に資金回収方法は月賦拂、半年賦拂、年賦拂及び定期的回収の四方法が行はれてゐる。之は中小商工業金融として當然の方法であり、場合の異なるに應じて之等の方法を適當に用ひ、又は組合はせてゆくならば、資金の回収はその困難を幾分なりと軽減する。資金貸付期間が長期に亘るのも、資金回収方法として賦拂が用ひられるのも、資本構成の低い中小商工業者に適應する金融であるからである。

要するに貸付条件に現はれる中小商工業金融の特殊性は、當該事業の資本構成が低いといふ本質的な點から生ずるものであつて、業者の人物、事業の性質に重點が置かれ、それが兩者の受信資格、保證人、物的擔保の擴大等によく現はれてゐると共に、金融者が無營利無損失的態度で金融をなし、それが資金用途の選擇や金利の上に現れ、更に貸付期間や資金回収の方法の上にも資本構成の低い、従つて經濟的弱者たる中小商工業に適應した金融方法が

示されてゐるのである。

四 中小商工業金融の擔當機關

次に今迄の論述の中で「金融をなす者」とか「金融者」とかいふ語を用ひて來た所の中小商工業金融の擔當機關に就て一言する。然るときは、受信者と授信者との既述の關係は一層明かとなるであらう。

さて金融機關の種類は極めて多數存在することはいふ迄もないが、中小金融の擔當機關には如何なるものが存在するか、そして如何なる機關が中心的存在であるかに就て先づ觀察しよう。大阪商大の楠見一正教授の調査によれば、普通銀行からの金融が中心的存在である。中小金融の擔當機關の中心が普通銀行に存在するとすれば、この銀行に於て如何なる金額の金融が如何程の割合を以て行はれてゐるかを觀察せねばならない。大藏省銀行局の調査（昭和八年六月末現在）によれば次の如くである。

普通銀行店舗所在地別貸出高及び一口當貸出金額別調（金額單位千圓）

店舗所在地別	六大都市		六大都市以外の市		市以外の地		合計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
一口當貸出高								
五百圓未満	25,131	10,035	15,133	2,935	50,068	92,266	1,451,953	5,126
五百圓以上千圓未満	44,088	31,034	51,476	25,749	37,877	95,127	333,911	1,640
千圓以上五千圓未満	7,755	12,805	8,551	16,171	110,575	344,046	38,963	6,111
五千圓以上一萬圓未満	1,750	12,041	17,801	19,878	22,388	143,433	56,711	381,333
一萬圓以上五萬圓未満	3,335	85,701	15,702	37,528	12,621	121,778	55,636	1,044,775
五萬圓以上								0,36
合計	84,004	157,620	100,683	105,126	195,452	711,643	2,426,674	8,143

我國中小商工業金融に就いて

我國中小商工業金融に就いて

九〇 (一〇八八)

五萬圓以上十萬圓未満	四、四八	三三、九四〇	三、〇九二	一三八、三三三	一、三三四	七六、三三四	七、四七一	五〇〇、四九九	〇、〇五	〇、〇六
十萬圓以上	六、四四二	五九、七三三	一、八三三	四九、三三三	五、五五	一九、〇四五	八、四三三	三、一七、七六	〇、〇六	五、三三
合計	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三

本表に於ては朝鮮が除外され、而して一口當り貸出は四千三百圓強である。

右の表に於て特に注目すべきは、合計に對する割合の欄である。之によれば、口數では第一位は五百圓未満、第二位千圓以上五千圓未満、第三位五百圓以上千圓未満等である。金額ではやはり十萬圓以上が、一口の金融の大であるために過半数を占めてゐる。大藏省はこの表によつて、普通銀行に於ては一萬圓以下の貸付が多数を占め、その全體の割合は〇、九一五であると發表した。若しこの一萬圓以下の金融が中小商工業金融であれば、一般的金融の中心的擔當機關たる普通銀行は、殆んど中小商工業金融のみに當つてゐることとなるのであるが、一萬圓以下の金融必ずしも中小商工業金融ではないから、斯る確定的な斷定は與へ得ない。併しながら一口當りの貸付が四千三百圓強となるとか一萬圓以下の貸付が口數に於て大半を占めてゐるといふことは、小口貸付の極めて多いことを示すものであり、その中には或程度中小商工業、金融の口數も含まれてゐることがあらうと想像され得るのである。併し之は飽迄も推定であつて、斷定的には中小の金融が口數に於て過半数を占めてゐるとしかいへない。而して斯る中小金融の中心的擔當機關としての普通銀行の中にも、大銀行、中小銀行などの區別があつて、右の表の金額に於いて八割三分を占める一萬圓以上の金融、五割を超過する十萬圓以上の金融の如き大口貸出は、大部分大銀行の行ふところであつて、一萬圓以下の中小金融は大部分、中小銀行の占めるところであらう。果して然らば中小金融の中心的擔當機關は、普通銀行の中でも中小銀行であると考へられるのである。

實情は斯の如く中小普通銀行が中小金融の機關として中心的なものであるが、當該金融を進展せしめて中小商工業者の資金問題に大なる力を與へるためには、當該金融の擔當機關を如何にすべきかの問題が生じて來る。この問題に關して楠見教授は昭和七年に中小商工業者から意見を聽取して次の如き統計表を得てゐる。

金融機關の改善増設	(百分比)	二〇、三四
銀行の改善	五四、二四	
中小商工業本位の銀行設置	一一、八六	
信託會社改善	一、六九	
貯蓄銀行の改善利用	三、三九	
信用組合の改善利用	六、七八	
金融機關を利用する勿れ	一、六五	
合計	一〇〇、〇〇	

之は中小商工業者の要求を表現したものであるだけに前述の如き實情から離反したものでなく反つて極めて現實的である。即ち銀行の改善が過半数を占めて第一位となつてゐる。併し銀行の改善といつても、現に中小金融に就て最も實情を知り、理解と經驗とを有つ金融機關は中小普通銀行である。大銀行や特殊銀行は當該金融を從來あまり經驗せず、實情に暗いし、地理的に云つても部分的存在である。従つて大銀行や特殊銀行は各地に散在する中小商工業者の金融機關として不適當であるから、此の點を考慮して砂上に樓閣を建設せざるやう努力せねばならない。

斯る見地からして私は、現在まで中小金融の中心的な擔當機關であつた中小普通銀行を、中小商工業者の大多數の要求たる銀行の改善を取入れて改善するのが、第一に着手すべき必要事であると考へる。而してその改善といふのは、只單に中小普通銀行の基礎を強化するのみならず、中小商工業金融に對し政府から特に力強き助成を與へると云ふことである。

中小商工業者本位の銀行を設立せよとする論者は、當該銀行を義務的な出資によつて非營利的な機關とすることを主張する。しかし斯る銀行の設立は新設されたものとして預金の吸收、經營方針の實施方法、經營者の獲得などに於て殆んど不可能である。尙一部には普通の大銀行をして犠牲的に資金の一部分を中小商工業金融に向けしめよとする論者もあるが、斯の如き議論は實情を離れてなす單なる希望であり、氣儘勝手な主張であると云はねばならぬ。何故なれば、金融の強制は戦時を除けば、現存制度の下に於ては不可能であり、たとへ可能であつたとしても實情に暗い大銀行に眞情のこもつた金融を期待することは出来ないからである。

要は現在の中小金融の擔當機關そのものを其の機能に於て擴大強化することであつて、その際前述の如く中小普通銀行を中心に、又それを第一として改善を進め、興業銀行の如き特殊銀行に商工業金融の獨特の部面であることを利用してここに中小商工業金融を進展せしめ、信用組合の資金を組合員外にも求めて小口金融を擔當すると共に、之等中小商工業金融に對し積極的援助を政府から與へるなどの方法がとられねばならぬ。而して他の一方に於ては資金の性質、資金の大小を考慮して之に適する金融機關に配分統制し、以て中小商工業金融に進展性を附與しなければならぬ。そこで政府は、低金利政策や社會政策的意義からして中小商工業金融に對する預金部資金運用の技術的な新工夫を講ずると共に、貸付利率引下げを促進し、商工組合に對する商工中央金庫制等との併用により、

愈々中小商工業金融を進展せしめなければならぬのである。

五 中小商工業者の金融上に於ける社會的地位

次に、吾國の中小商工業者は現在、金融上に於て如何なる地位に立つてゐるかの問題を検討することにしよう。今迄の論述では、中小商工業金融の特殊性を明かにしつつ當該金融に進展性を與へるべきであるといふ立場から種々主張し來つたのであるが、之は中小商工業者が金融上の弱者であるといふ前提に立つてゐたからである。然るに斯る前提はそれ自身、論證を要求するから、具體的にわが中小商工業者の金融上に於ける社會的地位を考察せねばならぬと稱されよう。この問題に入る前に、まづ商工省商務局の發行せる「小賣金融特に日本興業銀行に於ける其の取扱事情に就て」を参照する。之によれば貸出拒絶を受けた業者は、やはり中小商工業金融の第一の基礎條件に合致しないもの及び之により派生する貸付條件に適合せざるものである。即ち

第一 人物及び事業の性質

- 一、人物好ましからざるもの
- イ、従來職業を轉々と變更し居るもの
- ロ、仕振り放漫なるもの
- ハ、投機を好むもの
- ニ、浪費癖あるもの
- ホ、狡猾輕薄にして信用薄きもの
- ヘ、本業に不熱心なるもの

我國中小商工業金融に就いて

- ト、經營に不適當と認むるもの
- ニ、業績不良にして且將來立直りの見込なきもの
- イ、事業の本質上業況漸衰状態に在るもの
- ロ、事業内容に比し借金過多なるもの
- ハ、近き將來に於て事業に對し重大なる不安の横たはれるもの
- ニ、事業の將來に付全然見透しのつかざるもの

第二 擔保及び資金の性質

- 一、擔保の缺點
 - イ、擔保に重大なる瑕疵あるもの
 - ロ、擔保價格過小にして舊債の借換不能なるもの
 - ハ、擔保の價格に比し過大の借入希望のもの
- 二、無意義の資金
 - イ、資金用途面白からざるもの
 - ロ、却つて有害と認めらるゝ資金

第三 貸出規定に合致せざるもの

斯る被貸出拒絶者は日本興業銀行に於ては、全借受申込者の六割、野村銀行に於ては三割、日本晝夜銀行に於ては六割八分も占めてゐる。斯る割合は年度の一般的事情の如何によつて變化するのであるが、それにしても之によつて、中小商工業にして其の金融上の諸條件に缺くるものがあつて、金融を受け得ざるものが、吾國に相當多數存在

することは之を否定し得ないのである。

全體として吾國中小商工業者は斯の如く、金融上の地位極めて低く、全く文字通り金融難の現状に在る。ところで既に述べた如く、中小金融の中心的擔當機關は中小普通銀行であり、當該銀行をして政府の援助の下に中小商工業金融を行はしむることが理想であるが、現在中小商工業者に最も多く資金の融通をなして居るものは金貸業者である。之も亦中小商工業者の金融上の社會的地位が如何に低いかを物語る證據である。次に中小商工業者の負債額及び借入先の比率を示せばこのことは一層明瞭となる。

中小商工業者負債額の全國的統計はないから東京市の表を掲げるとどめる。

東京市工業者資本金別負債狀況

總數	資本金額(圓)	負債額(圓)	資本金に對する負債比率(%)
總數	一、二五二、一七六、五〇七	二二八、一六二、四三九	一〇、二
百圓未滿	八七、七四六	一七五、六三六	二〇〇、一
百圓以上五百圓未滿	四、八四七、一九五	八二九、二五三	一七、一
五百圓以上一千圓未滿	一一、八〇〇、二六三	一、四八〇、五九九	一二、五
一千圓以上二千圓未滿	二七、六八七、九一六	二、六四二、一二九	九、五
二千圓以上五千圓未滿	四八、三五〇、九六一	五、〇八七、六三一	一〇、五
五千圓以上一萬圓未滿	三一、九七一、八七〇	三、七四〇、六七九	一一、六
一萬圓以上五萬圓未滿	七三、七二三、九〇三	一〇、〇七二、〇〇三	一三、六
五萬圓以上十萬圓未滿	四二、一八六、五〇八	六、一八二、〇四一	一四、六
我國中小商工業金融に就いて			九五 (一〇九三)

我國中小商工業金融に就いて

九六 (一〇九四)

十萬圓以上五十萬圓未滿	一三六、七八一、四六五	二三、三七一、四九六	一七、八
五十萬圓以上	八七三、七九三、六八〇	七四、五八〇、九七二	八、五
十萬圓未滿	二四一、五六一、三六二	三〇、二〇九、九七一	一二、五
十萬圓以上	一、〇一〇、五七五、一四五	九七、九五二、四六八	九、六

東京市商業者借入金別負債状況表

借入金別	負債金額(圓)
總數	五四〇、六四三、五六八
百圓未滿	三七、四一七
百圓以上三百圓未滿	四〇〇、〇四一
三百圓以上五百圓未滿	六九四、一四七
五百圓以上一千圓未滿	二、四八二、五七〇
一千圓以上二千圓未滿	五、六九一、八一〇
二千圓以上三千圓未滿	五、六九〇、〇六五
三千圓以上五千圓未滿	九、四九四、〇〇一
五千圓以上一萬圓未滿	一三、五一七、一七四
一萬圓以上二萬圓未滿	一三、七六四、三六四
二萬圓以上五萬圓未滿	一八、六二七、六七三

五萬圓以上十萬圓未滿	一二、三六七、三三九
十萬圓以上二十萬圓未滿	一五、一五六、八四二
二十萬圓以上五十萬圓未滿	二四、二八五、六三一
五十萬圓以上百萬圓未滿	一七、一一六、四三〇
百萬圓以上	四〇一、三二八、一六〇

十萬圓以下の資本金を有する中小工業の負債額三千萬圓と商業者の負債の中で中小關係であると認められる一億二千萬圓とを合計すれば、總額一億五千萬圓の負債が東京市の中商工業者に存在する譯である。斯る多額の負債は彼等の經濟活動を促すものであるか、或は妨げるものであらうか。妨げるものであれば重大問題である。従つて此處で彼等の斯る負債の借入先たる金融機關を指摘してみる。東京市役所の出版せる「東京市に於ける中小商工業者の實際」から借入先を示す表二つを採つて次に掲げてみよう。

(一) 東京市中小商工業者資金借入先比率(%)

銀行	信託	倉庫	信用組合	卸商	質屋	無盡	保險	金貸業	其他
二九・八	一・四	〇	九・四	一二・七	一・九	二・四	〇・八	三二・七	八・四

(二) 階級別中小商工業者借入状況(%)

銀行	利用状況		計
	營業收益税納付者	營業税納付者	
借入總額	一八・〇	七・七	二五・七
我國中小商工業金融に就いて	四二・八	三・八	四六・六
			九七 (一〇九五)

我國中小商工業金融に就いて

金貨業	利用状況		卸商	信用組合		親戚知友	信託		無盡	質屋		保険
	借入	利用		借入	利用		借入	利用		借入	利用	
	一三・三			三・三		三・八	〇・七	一・五	〇・九	一・四	〇・六	〇
	一六・三			〇・九		三・八	〇・五	〇・六	〇・三	四・六	〇・一	〇・一
	二九・六			二・四		一・五	〇・六	一・〇	〇・九	六・〇	一・六	〇・一
	一一・〇			九・五		四・五	一・二	二・一	一・九	〇・二		
	一六・九			二〇・四		七・六						
	八・四			三・五		八・五						
	八・〇			三・五		八・五						
	一三・〇			三・五		八・五						
	一三・三			七・一		二・四						

九八 (一〇九六)

中小商工業者の負債借入先は、右の二表に於て明かなる如く、金貨業、従つて高利貸が一番多い。即ち、第一表に於ては高利貸利用が第一位、銀行利用が三割にも充たないで第二位、問屋が一割二分七厘で第三位などであり、

第三表では中小商工業でも比較的收入の少ない営業税納付者は、営業収益税納付者よりも多く金貨業者利用多く、銀行利用者は少ない有様である。営業税納付者の金貨業利用は口数で一割六分、金額では二割となつてゐる。實に斯の如く中小商工業金融の現實的擔當機關は理想から離れた不合理極まる高利貸であつて、中小商工業者の窮狀が愈々悪化するが如き事情に在るのであつて、當該事業の金融上の社會的地位は極度に低いといはねばならないのである。

六 中小商工業の金融的救済の必要性

中小商工業者が金融上、社會的に極めて低い地位に立つてゐることは、今迄の論述によつて充分明かであるが、未だ之のみによつては直ちに當該事業を金融的に救済することの必要性は結論として生れて來ない。如何に中小商工業者が經濟的に、従つて又金融上に於て無力であつても、その外に彼等を救済すべき理由なくしては、彼等の金融を促進するための議論は最初から無意味である。

吾國中小商工業の救済の必要性は吾國の國民經濟、國家的見地から示さるべきものであるから、其の金融的救済の必要性もそこから出發して展示されねばならない。然らば斯る救済の必要性は何處にあるかといへば、第一には中小商工業が吾國に於て人口労働問題、従つて又社會問題からして極めて重要な存在であるといふこと。第二には中小商工業が吾國に於ける生産と販賣、従つて吾國の産業的發展に貢献するところ大なるものであるといふこと。第二に二點に求められる。而して之等二點のうち特に重要視さるべきは第一の點であるが、さればとて第二の點を輕視すべきではない。その理由は吾國に於て中小商工業が資本構成の低い事業であること及びその數の多いことによつて多數の労働人口を吸収してゐることに求められると共に、多額の生産額を有つて貿易上及び國內産業の基礎的事業

我國中小商工業金融に就いて

九九 (一〇九七)

として重要な役割を演じてゐることに求められる。前者は後者に比して一層重要な存在となり、後者は大商工業にも可能であるが、前者は大商工業では資本構成高く合理化が働くために不可能であるといふ點に存するのである。それ故に従來存在した中小商工業存在の意義に關する諸説の中、中小商工業を以て産業上價值多く吾國經濟上重要な地位を有つものとなす説よりも、當該事業を經濟上の價值もあるがそれよりは寧ろ人口問題上重要な存在であるとなす説に加擔せざるを得ない。尤も之等二説の中前者の方が正しいといふだけであつて、之でなければならぬといふのではない。といふのは前述の如く中小商工業の吾國の産業的發展に對する貢獻も相當大であるからである。

右の二説の中前者を採る者は例へば有澤廣巳氏であつて彼はその著「日本工業統制論」に於て「國民經濟によつての所謂中小工業問題は工業生産上の問題といふよりもむしろ人口問題であり、更にかゝるものとしてむしろ小工業問題が問題となるのである。そして小工業問題たるところに吾々はそれが人口問題たる以上に労働問題であり社會問題であると立言せざるを得ないのである」といつてゐる。次に後者を採る者例へば高橋龜吉氏はその著「現代中小商工業論」に於て「最近新たに舞臺に登場せる中小工業問題は従來のその如く中小工業を自身を問題としてゐるのではなく中小工業の我が國民經濟に與へる影響其のものを問題の對象として居るのである」と論じてゐる、尤もこの高橋氏の所謂國民經濟といふのは、之を吾國の産業的發展の語に解し、後者の説となしてこゝに紹介したのである。

人口労働問題、従つて又社會問題上、吾國に於て中小商工業が如何に重要な存在であるかを證明するための現實的實際的基礎は統計に之を求めなければならぬ。そこで次に中小商工業の従業員數を示した。併し商業的労働人口に就ては全國的な統計がないので東京市商業調査書に現れた東京市の商業的労働人口を示すにとゞめざるを得ない。

東京市規模別商業従業員數(昭和九年)

人員	十人以下	三十人以下	百人以下	百人以上	總計
人員比率	六二%強	一二%強	六%強	二〇%弱	
人員	二二一、〇六三	四一、四八九	二二、一三五	六四、八八九	三三九、五七六
人員比率	六二%強	一二%強	六%強	二〇%弱	

この表を比率で表現してみると次の如くになり、中小商業の労働人口が過半数を占めてゐる。

昭和五年の國勢調査によれば吾國商業的労働人口は四百四十七萬八千九百八十八人であるから、東京市の商業的労働人口の十三倍餘りに當る。この十三倍を右の表の各人員に掛ると三十人以下の商業的労働人口は三百萬にもなる。然るに全國的にいつて地方の方が中小商業に富んでゐるから實際の中小商業の労働人口は四百萬にもなるかも知れない。

全國規模別職工數(昭和十年)

人員	五人以上三十人未満	三十人以上百人未満	百人以上二百人未満	二百人以上	合計
人員比率	二八、三%	一九、七%	一〇、一%	四一、九%	一〇〇、〇%
人員	六六九、五二四	四六六、八一三	二二九、二九五	九九三、六五五	二、三六九、二七七
人員比率	二八、三%	一九、七%	一〇、一%	四一、九%	一〇〇、〇%

この表によれば百人未満の工場に於ける職工の數は全職工數の半分に垂々とし、その人員合計は百十三萬六千三百二十七人となる。然るにこの人數は五人以下の工場で働く職工の數を除外してゐるから、之をも加算したならば莫大な數にのぼることであらう。そこで美濃口時次郎氏の推定計算を借りると、職工五人未満の小工場に於ける従

業員は二百七十一萬六千人で、副業労働者は百五十萬であるから、之等を合するときには中小工業の労働人口は五百三十五萬二千人餘りにも達するのである。

右の如く吾國中小商工業に於ける労働人口は、商業人口に於て四百萬人位はあり、工業人口に於て五百萬人以上あるから、合計して九百萬乃至二千萬人にも到達する次第である。この數は中小商工業労働人口の絶對數であるが、全國の商工業労働人口に對する比率に於て如何程を占めてゐるかといふならば、中小商工業労働人口約九百萬に對する全國商工業労働人口約一千百萬となり、八一・八%強に及ぶ。尙中小商工業に於ては業者の家族労働もこれに参加すること極めて大であるから、如何に中小商工業の没落が人口労働問題上、社會問題上重大視すべきものであるかを分明する。

次に吾國中小商工業が生産及販賣、從つて又吾國の産業的發展に對して如何に貢獻してゐるかを實證しよう。

第一 中小商業の活動狀態

東京市の商業調査書に依つて中小商業活動を示す。これは全國的統計がないからである。東京市商業資本金別表

總數	0	12,155	3,376	14,018	3,376	10,452	7,335	1,302	1,268	4,533
卸商	0	4,433	5,933	1,100	2,767	2,412	2,300	6,811	7,731	3,033
小賣商	0	12,155	10,087	2,250	2,557	6,637	2,921	2,321	1,311	4,500
卸小賣商	0	3,100	7,761	1,218	2,252	3,012	3,015	3,761	3,331	1,468

右の表に於ける數字を割合に換算すると資本金一萬圓未満の商業が八六%、五千圓未満の商業は七三%、僅か二

千圓の資本を有つ商業が全體の半數を占めてゐることが看取され、中小商業の商品配給上の役割を想はしめる。就中、小賣商に於ては一萬圓未満の資本をもつ商業九四%であつて、中小小賣商の活躍貢獻が之れによつて知られるのである。

第二 中小工業の活動狀態

(イ) 生産額に現れる中小工業の貢獻

全國規模別生産額表(昭和十年工場統計表、單位圓)

産業の種類と項目	工場の従業員數	生産額	全體との比率	工場の種類と項目	従業員數	生産額	全體との比率
紡績	五十人以上	4,700,000	13.9%	三十人以上	30人以上	4,600,000	14.5%
金屬	三十人以上	2,800,000	13.1%	百人未満	二百人以上	3,100,000	9.4%
機械器具	五十人以上	1,700,000	11.1%	百人未満	二百人以上	2,000,000	6.1%
窯業	三十人以上	4,000,000	13.3%	百人未満	二百人以上	5,000,000	15.0%
化學	五十人以上	2,500,000	13.7%	百人未満	二百人以上	3,000,000	9.7%
總計	30人以上	34,700,000	100%	30人以上	30人以上	34,700,000	100%

我國中小商工業金融に就いて

製材	生産額	132,000,000	27,000,000	21,000,000	12,000,000	28,000,000
木製品	全體との比率	54.2%	33.5%	8.5%	6.8%	
印刷製本	生産額	21,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	33,000,000
印刷製本	全體との比率	13.0%	13.0%	13.7%	13.3%	
食料品	生産額	20,000,000	21,000,000	12,000,000	12,000,000	112,000,000
食料品	全體との比率	34.1%	33.1%	12.4%	16.3%	
其他	生産額	130,000,000	133,000,000	22,000,000	2,000,000	22,000,000
其他	全體との比率	34.1%	33.1%	12.0%	11.8%	
總額	生産額	1,226,250,000	1,221,000,000	1,122,250,000	3,825,250,000	10,825,250,000
總額	全體との比率	18.5%	15.2%	10.6%	54.0%	

之に依れば、百人以下の職工を雇備する工場の總生産額は總額の三三・七%に達して居り、製材、木製品の如きは八四・七%、食料品は六四・三%等々中小工業の生産への貢献は少なくない。而も大工業の生産額は大であつても、その中には中小工業にて生産された部分品も含んでをり、又他方五人以下の職工の生産額も多いことであるから、中小工業の生産への貢献は全體として大工業に匹敵するものがある。

(ロ) 輸出品の生産額及び輸出額に現れる中小工業の貢献
主に中小工業者の生産に係る所の主要輸出品の生産高及び輸出高を觀れば左の如くである。

昭和九年生産高	三、四四一、九二八
同 年輸出高	一、二三〇、四二七

同 十年輸出高

一、四〇〇、一九一

この中小工業の輸向商品の生産高及び輸出額はそれ自身大であるし、日本の支拂差額なり貿易差額なりに影響する所甚だ大なるを考慮すると大いに重視せざるを得ないのである。即ち、右の輸出額が昭和九年の分に關しては總輸出額二、一七一、九二四千圓に對し五六・六%を占め、昭和十年の分に關しては總輸出額二、四九九、〇七三圓に對し五六・〇%を占めてゐることを忘れてはならない。

(ハ) 下請としての中小工業の貢献

この點に就ては右の(イ)に於て一言した通り大工業の下請として部分品や半製品を生産する中小工業が可成存在してゐる。それにも拘らずそれ等の生産額は大工業の生産額として統計に示されてゐるのであるからこの方面の中小工業の貢献状態は数字的に判明しない。次の統計表は不完全ではあるが幾分参考になるであらう。

下請工場數(宮城、福島、和歌山、鳥取、廣島、山口、香川を除く)	一、五六九
右工場従業員(宮城、福島、廣島、香川を除く)	一一、七七八
組合數	五八
受註金額	一、二七八、七七七圓

以上の如くしてわが中小商工業は、國家的社會的見地よりして極めて重要な存在であるから、之が衰滅してゆくことは由々しき問題である。然るにわが中小商工業者の金融上の社會的地位は極めて低く、面も不合理な高利貸業者から多數金融を受けてゐる有様であつて、金融難は金融難を幾何級數的に加重してゆくのであるから、吾國國民經濟、吾國國家の社會的安全のためにも、中小商工業を金融的に救済する必要がある譯である。

七 中小商工業救済の金融制度

中小商工業を金融的に救済するための制度を論ずるにあつては、中小商工業金融に於ては如何なる種類の金融が如何なる金融機関によつて取扱はれてゐるかといふことを先づ觀察する必要がある。この問題は私が既に、中小商工業金融の擔當機關として最も現實に則した理想的なものは中小普通銀行であること、そして斯る金融機関の中小商工業金融に對し政府は積極的援助を與へるべきであると論じたのは、決して相互に矛盾するものではないといふことを一言付け加へてをかねばならない。何故なれば兩者は相互に重複する點もあるが、問題は全體論と部分論、理想論と現實論として相互に自ら別問題であり、部分の單なる集合として全體を觀することは出來ないと共に現實論と現實に則した理想論とも相互に相異なるものであるからである。

さて現に行はれてゐる中小商工業金融の中で比較的中小商工業に役立つ金融は、預金部、興業銀行、各種の組合及び中央金庫によつて行はれてゐる所の不動産、企業設備擔保、又は無擔保で而も割合に低利な金融である。有價證券擔保や預金見返等の資金の回收確實な方面の金融は、普通銀行を中心として行はれ、低利を特徴とするが、中小商工業者には餘り役立つでない。又無擔保で掛金を見返とする金融も、貯蓄銀行や無盡に於て行はれてゐるけれども、比較的高利であり其の利用の範圍が限定されてゐる爲め、中小商工業者に役立つものではない。高利金融は無擔保のもの多く、個人又は金貸業者から手軽に借入れ得るため、中小商工業者にして之を利用する者多數あることと前述の通りである。しかし之はその高利の故に中小商工業者の經營にとつて極めて危険な金融である。中小金融に馴れてゐる中小普通銀行をして、擔保、金利などの點で中小商工業者に役立つ金融をなさしめ、政府が之に援助を與へることが最も理想であるが、現に行はれてゐるものの中には預金部、興業銀行、各種組合及び中央金庫

の比較的低利な金融が中小商工業に最も役立つものである。

そこで中小商工業救済の金融制度として、次に預金部の活動、各種組合と中央金庫及び庶民金庫を論ずる。而してその後には中小商工業に進展性を與へるための損失補償制度や、信用保證協會、商工相談所に觸れるであらう。さて先づ預金部であるが、其の資金は國民の零細なる資金の集積であつて、之が中小商工業者救済のための金融に全面的にではないが役立つようになつてをり、現在一億圓以上の資金が、中小商工業金融の擔當機關を通じて當該業者に對する資金の供給となつてゐる。預金部資金は今日までに十數年の歴史を有つてゐるから、其の活動を全部に亘つて述べることはあまり紙数を重ね過ぎることとなるので、ここでは預金部資金の中、現に融通されてゐる資金だけを述べるに止めよう。その第一は、中小商工業振興資金(昭和十二年末開始)であつて融通の條件及び融通の要目を示せば次の如くである。

一、融通金額 千萬圓以内

二、融通の形式

- (イ) 預金部は興業債券、勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又は商工債券の引受を爲す
- (ロ) 日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行は工業組合、輸出組合、商業組合若くは信用組合を経由し又は直接中小商工業者等に貸付く
- (ハ) 産業組合中央金庫は信用組合を経由し中小商工業者等に貸付く
- (ニ) 商工組合中央金庫は工業組合、輸出組合又は商業組合を経由し中小商工業者に貸付く
- (ホ) 各組合を経由する場合に於ては其の所屬聯合會をも經由することを得るものとす

三、融通利率

我國中小商工業金融に就いて

我國中小商工業金融に就いて

108 (1106)

- (イ) 預金部の融通利率は年三分二厘
- (ロ) 日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫又は各聯合會の組合又は普通銀行に對する貸付利率は年三分九厘以内
- (ハ) 銀行又は組合の中小商工業者等に對する貸付利率は、道府縣又は六大都市の中小商工業者資金融通損失補償制度の適用あるものに付ては年五分二厘以内
- (ニ) 右制度の適用なきものに付ては年七分二厘以内
- 四、償還期限 十箇年以内(二ヶ年据置期間を含む)
- 中小商工業振興資金融通要綱
- 一、最終借受人の資格
借受人は現に營業を爲しつゝある中小商工業者にして引續き營業を爲す見込確實なる者に限る
- 二、資金の用途 中小商工業者等の營業資金
- 三、貸付限度 同一借入主體に對し二萬圓以内但し無擔保の場合は五千圓以内
- 四、安全保障
(イ) 無擔保の場合 確實なる保證人二名以上を要す、但し道府縣又は六大都市の中小商工業資金融通損失補償制度其の他適當なる安全保障の適用を受くる貸付に付ては此の限に在らず
- (ロ) 擔保附の場合 擔保は左の如きものを以て之に充つ
工場財團、土地建物、器具機械、船舶、有價證券、原料、商品、家具、什器、預金、債權、電話加入權等
- 五、償還方法

十年以内の年賦、月賦若は日賦(元利、償還たることを要せず)又は三年以内の定期償還の方法に依る、但し年賦又は月賦償還の場合には二年以内の据置期間を設けることを得

六、滞貸準備

道府縣又は六大都市の中小商工業資金融通補償制度の適用を受けざる場合にありては各貸付機關は最終借受人に對する貸付に付貸付額に對する利鞘の半額貸付額に對し年一分の割合を下ることを得ず(以上を年々滞貸準備金として積立つることを要す)

預金部資金の中、現に行はれてゐる今一つの金融は各種組合普通事業資金である。之は昭和三年以來で、其中、中小商工業關係のものは工業組合(昭和三年より貸付開始)輸出組合(昭和五年より開始)及び商業組合(昭和八年より開始)である。之が資金の融通條件は次の如くである。

一、融通金額 二百萬圓

二、融通の形式

勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券、商工債券、若くは興業債券の引受に依る。日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、商工組合中央金庫又は日本興業銀行は右に依り得たる資金を商業組合、工業組合又は輸出組合に貸付くるものとす

三、融通利率

預金部の融通利率は年三分二厘、各銀行及び商工組合中央金庫の貸付利率は年三分九厘以内とす

四、償還期限 二十箇年以内(五箇年以内の据置期間を含む)

五、本資金の貸付は昭和十三年二月末日 預金部の債券引受は昭和十三年三月末日を以て打切るものとす

我國中小商工業金融に就いて

109 (1107)

次に各種組合並に中央金庫に就て述べる。之は右の預金部及び次の庶民金庫と共に中小商工業救済の金融制度として、各種の銀行、無盡、問屋、個人金貸業等々とは異つた公の存在である。而して先づ観るべきは商工組合中央金庫である。之は昭和十一年六月二十日の商工組合中央金庫法によつて設立せられ、同年十二月業務を開始した。資本金は一千萬圓(その半額は政府の出資)業務は所謂組合(商、工、輸出の三組合と其等の聯合會)に對する貸付、手形割引、當座貸越、預金の受入等を主體とする。而して貸付資金は、組合自身の事業資金と組合經由の中小商工業者に對する貸付資金との二種類に分れる。貸付條件は次の如くである。

- 一、貸付方法 無擔保を原則とするも有擔保優遇
- 二、期限 各々の貸付によつて異なるも、定期償還貸付は五年以内、手形貸付は一年以内(手形期日は九十日以内)割賦償還貸付は二十年以内
- 三、利率率(昭和十二年後半期)

利率の區別		認可利率	實行利率
貸付の種類			
(イ) 證書貸付	年	五分七厘以内	五分五厘見當
(ロ) 手形貸付	年	五分七厘以内	一錢三厘見當
(ハ) 手形割引	日歩	一錢五厘以内	一錢三厘見當
(ニ) 當座貸越	日歩	一錢七厘以内	一錢五厘見當

四、保證人 原則として組合役員全部の個人保證であるが組合の基礎確立と共に緩和し得るものである。

右は商工組合中央金庫であるが、次に商工、貿易の各組合に就て一言する。之は各々の組合法によつて成立する

もので、中小商工業者の組合として共同事業を主とし、其の他の組合員に對する金融業務をも行ふ事が出来る。併し之等組合の金融事務は殆んど問題とするに足らない。

信用組合は産業組合の一構成體として、中小商工業者その他の庶民階級に對する金融機關としての機能を有つてゐる。殊に市街地信用組合が金融機關としての性質を強く有つてゐる。

市街地信用組合貸付金額		金額(圓)	口數
貸付		一七五、一九六、六八四	二四七、〇三五
手形割引		八、七八三、二五一	二〇、三八七
合計		一八三、九七九、九三五	二六七、四二二

産業組合中央金庫は預金部及び自己の資金を信用組合に融通してゐる。信用組合經由の中小商工業者に對する貸付が最大である。

庶民金庫は支那事變下の議會で『庶民金庫法』が成立して誕生を見たもので、昭和十三年七月一日開業となつた。之は中小商工業者、サラリーマン等の庶民階級のための簡易な金融機關であつて、資本金一千萬圓(政府支出)その外に貸付資金は一億圓まで庶民債券で準備出来る。業務は次の如くである。

- 一、割賦償還又は定期償還の方法による小口貸付
- 二、金融機關に對する小口貸付、資金の融通
- 三、金融機關のためにする小口貸付の損失補償

我國中小商工業金融に就いて

四、庶民金庫と前各號の取引をなす者の預金受入

五、前各號の業務に附帯する事業

即ち主なる業務は小口信用貸付であつて、中小商工業者、サラリーマン等のために一世帯一千圓以下を無擔保(保證人二名を必要)で貸出す。貸出す場所は本店として東京市神田に、出店として全国各地に店舗を有つ。地方としては銀行、無盡會社、組合を通じて業務を行ふ。利率は年八分で普通の年四分二、三厘より高いが、之は貸倒保険料を含むからであるが年四割乃至六割の高利貸よりは遙かに安い。金融の期限は最長が三箇年で長くない。

例へば五百圓借りても年利八分であるから最初の年は二百六圓、二年目百九十三圓七十二錢、三年目百八十圓三錢といふやうに年賦償還せねばならない。之を月賦拂とすれば初年度は月に十七圓二十錢、二年目は月十六圓十錢、三年目は月約十五圓宛返済せねばならない。借受けた金が例へば病氣療養などで費消し盡されてゐるとすれば、庶民にとつて月々又は年々この償還は随分困難であらう。尤も業務が圓滑に進み業績が良好であれば償還年限は延長され、償還は容易なものとなるであらう。

以上は中小商工業者救済のための金融機關に就て述べたのであるが、次には中小商工業金融促進の諸制度を概観する。第一に觀らるべきは損失補償制度であつて、之は産業資金、自己資金を始めとする各種の資金の融通を容易ならしめるために、經由機關の滯貸による損失を一定割合、國家その他の公共團體が補償する一種の保險制度であつて、この制度の實施は中小商工業資金の回收危険に對する懸念を大部分除去し、産業資金の融通は促進せられるに至つた。主なるこの制度は道府縣六大都市補償制度、罹災地中小商工業復興資金融通損失再補償制度などであつて、中小商工業金融促進に努力してゐることは之によつても了解されるのである。

第二の制度は信用保證協會である。既に述べたる如く、中小商工業金融に於ては人的保證が重要視されるのにも拘はらず、保證人の獲得が困難である。斯る缺陷を是正するための制度がこれであつて、吾國では昭和十二年五月二十四日東京信用保證協會が、中小商工業者の信用向上に努め金融上の便宜を圖り産業の發達を助成するために設立された。之が成功不成功は今のところ論斷の限りではないが、何人も成功せしむべく努力することには異論はない筈である。

第三の制度は商工相談所なるものであつて、之は中小商工業者の經營の指導と金融の援助、相談等をその機能とする公共的な機關である。中小商工業金融の擔當者ではなく、その補助に當るものと云ふべきである。

以上、中小商工業救済の金融諸制度を個々の制度に就て概観して來たが、この外今日では東京市中小商工業振興調査會、商工會議所の振興政策、地方團體の諸對策、政府の産業方面委員制度や中小産業振興會社案等々、種々の中小商工業者救済の道が考究されてゐることをこゝに附け加へて置かねばならない。實に中小商工業者の困窮は豫想外に深刻を極め、種々なる諸對策も未だ中小商工業問題を解決するまでには至つてはゐないのである。彼等の將來殊に金融面に光明が訪れるか暗黒の時代が到來するか、私は稿を改めて考へてみることにしたい。

八 中小商工業金融問題の將來

吾國の中小商工業は吾國の國家的、國民經濟的見地からして其の存在價值を有ち、従つて其が困窮状態に陥つてゐる以上、其を救済する國家的、國民經濟的理由又は必要性が存在する。このことは既に詳しく説いたのであるが、吾國中小商工業者の金融上の新社會的地位は、中小商工業者救済のための金融諸制度の存在せるに拘らず、極めて低く、高利貸の如きものから金融を受けなければならぬ有様であり、最近の庶民金庫の開業は或程度彼等を救ふに

しても、彼等業者の永續的存在の維持發展は到底之を期待し得ない状態にある。即ち別言すれば、抑、何が故に中小商工業者は政府その他の金融的救済の諸制度に恵まれながらも尙高利貸から金融を受けて泥沼に足を入れなければならぬ程困窮してゐるのであるかといへば、中小商工業者各人が資本構成の低い産業の擔當者として獨立してゐるといふ根本的、本質的な事態にその理由が見出されるのである。中小商工業金融の基礎的條件も貸付條件もこの根本的な事態からして既に述べたる如き特殊性を有つたのであるから當該金融それ自體が、既に私が主張して來た如き改善を實現しても又彼等を救済する金融諸制度が存在しても中小商工業者に有利に展開される筈はないからである。要するに私がこゝで言ひ度いことは、中小商工業救済の道は金融的救済もさることながら、それ以前に業者各人が資本構成の低い産業の擔當者として獨立してゐるといふ根本的な事態の改革を斷行し、然る後甫めて金融的救済も有效な結果を齎らすといふことである。中小商工業金融問題の將來はこゝにその進路が見出されるのであり、又こゝに之を見出さなければならぬのである。

勿論私は現存の又現に考究されつゝある中小商工業救済のための金融諸制度を全面的に否定してゐるのではない。否、それ等は各々存在の理由もあり價値もある。預金部、各種組合並に中央金庫、庶民金庫等々の低利融資は金融難に直面してゐる中小商工業者に金融の道を與へんとし、損失補償制度は中小商工業者への貸付資金回収不能といふ危険を保險し、信用保證協會は中小商工業者の金融のための保證人となつてやらうとし、商工相談所は中小商工業者を經營的金融的に教導せんとする等、中小商工業金融に進展性を與へんとしてゐるのであるから洵に結構なことである。若し斯る諸制度が存在しないならば、中小商工業者の大多數は全然金融の途を見出し得ないか、乃至は高利貸に縛られて手足の自由を失ふことになるであらう。併し斯る諸制度の存在にも拘らず未だ尙高利貸金融に

依存する業者が最も多いのは何故であらうか。又右の諸制度の故に金融の途を得てゐる業者は少なくないけれども、果してこの金融によつて彼等は更生しつゝあるといへるであらうか、私は斯く問ひ且又否と答へざるを得ないのである。

斯くして私は中小商工業者救済の根本的、本質的方法は業者に對する低利金融でも、彼等の金融の進展でもなく、寧ろ業者各人が資本構成の低い事業の擔當者として相互に獨立してゐる事態を改革することであると主張する譯である。しからば、斯る根本的改革は具體的に如何なるものであるべきか、次に問はれなければならない。結論を先に言へば、中小商工業者の合理的、組織的團結之である。

現在の中小商工業者は各人が資本構成の低い事業を擔當し従つて非組織的、非能率的、非合理的に業務を遂行し、競争力薄弱であると共に種々のサーヴスに於ても極めて不足してゐる。然るに大商工業者は資本構成高く、従つて競争力は中小商工業者の到底このまゝでは對抗し得ない強さを有つてゐる。中小商工業者が自己の業務を固守し、斯る大商工業者との競争に耐えてゆくためには、現状維持主義を打破り、時代の進運に隨伴して進まなければならない。即ち拙劣なる業務經營の方法を棄て去り、合理的組織的な經營方法を探らなければならない。今迄の如く例へば或は百貨店を呪つて商品券の制限、禁止、百貨店の建物の制限同業組合への強制加入、重税の賦課等々を主張し、競争者の進路を打斷たんとのみ努力しつゝ、自己の事業の改善を忘却してゐた態度は、結局不平のこぼし損であつて、そこには何の効果も齎らされないのみならず、彼等自身を更生せしめず、寧ろ自己否定の結果を生ぜしめることとなる。時代は動き、進歩し發展する。新時代に處して自己更生に努力する者は自分自身を新時代に適合する様改善してゆかねばならない。大商工業の發展を羨望し徒にその發展を阻止せんとすることは時代の波が之を許さ

ない。中小商工業者は大商工業を羨望する前に先づ之に學ばなければならない。經營を合理化し組織化する事である。

併しながら中小商工業者各人は各々獨立してゐては資本構成の低いために經營の合理的組織化は斷行し得ない状態に在る。そこでこの點に着眼して更生せんとするには彼等は相互に團結しなければならぬ。合理的な經營方法採用の途は、同業中小商工業者の組合的結合による共同組織と共同經營に始まる。即ち合理的組織的な團結こそ彼等業者を更生せしめる途であるといふことが出来る。勿論私は組合による共同事業としての商、工、貿易の各組合何れも發展しつゝあること、政府が斯る團結による中小商工業更生政策を數年來一貫方針として採つて來たことを無視するのではない。否、寧ろ斯る方針を徹底し普及せしめることを希望する。從來の組合の中には眞に自覺して合理的組織的に永續的な堅固な團結をなしてゐる組合も或は存在するかも知れないが、併し私の考へでは全體として全く未完成であると信ずる。何故なれば、第一に、團結が極めて薄弱である。例へば好景氣がやつて來た様な場合には特に同業者の利益を全然顧みず、自己の利益のみに専念する傾向が多分に存すると共に、不景氣に陥つて自ら困窮するときは團結の力としての組合を利用せんとするが如き傾向が多分に存在する。斯る利己的傾向の存在する限り同業組合は強固な團結であるとはいひ得ない。勿論斯る傾向の存在するには其の然るべき理由はあるであらうが、眞に中小商工業の更生を企圖するならば團結の中にのみ業者各人の利益の増進が期待されること、中小商工業者の同業組合化、強力な統制による團結を斷行せねばならぬことを知らねばならない。而して斯る團結の後に甫めて彼等業者の合理化、組織化も徹底する様に行ひ得るのであるから、中小商工業者更生のために團結の徹底、普及を強調せざるを得ないのである。

然らば斯る合理的組織的團結は中小商工業者に於て如何に斷行すべきかといへば、それは業者各自の自覺に俟つて自主的統制に進むだけでは駄目である。何故なれば、彼等の利害は基礎的に必ずしも一致してゐないからである。必要不可欠なものは國家による強力的統制之である。吾國國民經濟は統制統濟の時代に移つて來てゐる。それは自由主義的な經濟の到達點としての企業統制、カルテル、トラスト化の時代から更に國家的統制の時代に移つて來てゐる。吾國の財政經濟政策は、世界大戰後から生じた企業の自主的統制の殻を破り二・二六事件以後には大轉換を示して國家的統制を出現せしめつゝある。今や企業各自の利益の前に國家全體の利益が問題となる。輸出入品臨時處置法も臨時資金調整法も爲替管理の強化も、總動員法の確立も、國家的全體主義の現れであると觀なければならぬ。現今生産販賣の各方面に斯る強力な統制が現れつゝある際、中小商工業を統制的に合理的組織的な結合へ導くことは國家的見地から要求される筈である。吾國國家の安全、維持發展のためには中小商工業に對しても國家的全體主義を顯現せしめ、業者各自の考は一々考慮せず、彼等を合理的組織的な團結の中に入り込ませなければならぬ。吾國の國家的、國民經濟的見地からして吾國の中小商工業は極めて重要な存在である。當該事業が衰微してゆくことは、人口働勞問題、社會問題、産業的發展の上に恐るべき惡結果を生ぜしめ、ひいては夫は國家の上に、國民經濟の基礎の上に重大な惡影響を有つこととなる。斯る不安を一掃し、吾國國家、國民經濟を永續的安全の上に立たしめるための一つの役目として、中小商工業も合理的組織的に團結せしめることを強行しなければならない。而してそれは、否それこそが中小商工業を更生せしめるための唯一の方法であると私は斷言するのである。

現在の國家的全體主義は中小商工業者の合理的組織的團結には及んでゐない。彼等に於ては逆効果としての物資調整、原料制限、輸入品その他の購買販賣の制限等々を受けるのみであり、彼等は益々困窮するばかりである。

昭和十三年七月二十日の東京朝日新聞は次の如く報じてゐる。

「物資調整、原料制限の國策遂行のため袋小路に追込まれた形の中小商工業者群は昨今東京市商工相談所の窓口に殺到、何うすべきかに悩んでゐるがその数は去る六月一日から今月十五日までに三百三十五人の多數に上り相談所開設以來の現象を呈してゐる。この相談に對應する組織強化、方向轉換策を協議するため、評議會を開催……。現在業者の困窮の原料の不足が大部分を占め、業種別にはゴム工業の二百一件、綿布加工業の十九件、金屬雜品の十八件、工作機械、鐵製品の十三件等で。相談の趣旨は軍需品下請依頼百二十二件、原料仕入れ認許願四十件、工業組合設立希望が五十四件を占め、その大部分は工業組合にも加入出來ず、従つて原料配給圏外にある家内工業的な業者が多く就業救済資金からも見離された業者である。

この外觀は貿易商、綿布商、靴皮革商等々の商工部面にも悲惨な状態が現はれつゝある。即ち現在の統制は中小商工業者に相當大きな苦痛を與へてゐるのみで、彼等の更生のためには何等の働きも見せてゐない。斯の如きは吾國の爲めに何人も忍ぶべき苦痛の一つの現はれであるに過ぎないといへるかも知れないが、苦痛の程度は中小商工業者に於て大商工業者の比でなく、全く彼等の死活問題となつてゐる。國家の統制は中小商工業者更生のためにも及び彼等の合理的組織的團結の斷行にも及ぶべきである。それは國家的見地からも當該業者の立場からも主張さるべきものであること幾度か述べ來つた通りである。

斯くして中小商工業者の團結が強固に結成せられ、經營の合理的組織的遂行が行はれることとなれば、彼等の金融問題はその大半は解決される。即ち中小商工業者の合理的組織的團結の前には彼等の金融上の諸條件に於ける不利な事態は大分有利に轉換して來る。而して斯る基礎に於て、預金部、各種組合並に中央金庫、庶民金庫などの低

利金融既存の中小商工業機關の改善、新機關の設置、損失補償、信用保證等の金融促進制度の普及などを遂行するならば吾國中小商工業金融の將來はこゝに光明を見出すことであらう。若し根本的本質的な事態に着眼して之を改革しないならば、如何に多くの中小商工業救済の金融制度が論議され、實施されても、中小商工業金融は將來、愈々益々困難となり一切は殆んど無効に終ることであらう。

要するに、吾國中小商工業金融問題の將來は中小商工業者各人が資本構成の低い、従つて非合理的非組織的な經營を各々獨立して遂行しつゝあるといふ根本的本質的な事態を改革し、同業の中小商工業者の合理的組織的團結を強固に確立するか否かによつて、光明ある前途を有つか、暗黒の淵に陥入るかの運命を有つものであると私は主張するのである。